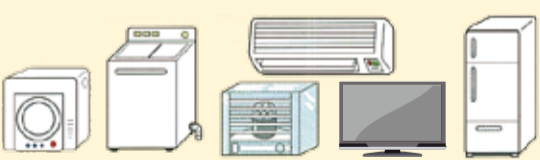



ごみの分け方・出し方

わたしたちの町内会などの資源回収は 毎月□日・毎月第□□曜日

分類	収集日	ごみの分け方	ごみの出し方		
燃やせるごみ(青色)	毎週 曜日	1.生ごみ 野菜くず、残飯、果物の皮、卵の殻、食用油、魚のあら等	<ul style="list-style-type: none"> ●台所の生ごみは、十分水切りをし、買い物袋等に包んで指定袋に入れて下さい。 ●使い古した植物油等は、紙などに染み込ませて下さい。 ●竹串等は紙に包んで下さい。 ●剪定した小枝(太さ5cm位まで)はひもで結ばず、30cm以内にして指定袋に入れて下さい。 ●プラスチック製の玩具は、金属の付いていない30cm程度の小さいものまでです。 ●雑草は土を落としてよく乾かしてから指定袋へ入れて下さい。 ●☑マークのついたプラスチック容器はきれいに洗い、資源ごみ(プラスチック類)へ出すようにしましょう。 ●紙おむつの汚物は、トイレで処理して下さい。 ●花火は湿らせて発火しないように。未使用のものは燃やせないごみです。 		
		2.紙くず ちり紙、紙コップ、タバコの吸い殻、再生できない紙(油・ロウ等を含んだ紙)等			
		3.木くず 割り箸、竹串、板くず、木の小枝(長さ30cm、太さ5cm以内)等			
		4.革・ゴム類 靴、サンダル、ゴム手袋、輪ゴム、ゴム風船、雨カッパ等			
		5.☑マークのついていないプラスチック類		容器包装物以外 ざる、プラスチック製の玩具、ビデオテープ、CD等 容器包装物 マヨネーズ、ケチャップ等の容器、カップ麺の調味料の袋等 ※洗っても汚れの取れないプラスチック	
		6.繊維類 布切れ、雑巾、軍手、肌着、靴下、ネクタイ等			
		7.その他 花火(使用済みのもの)、紙おむつ、生理用品、保冷剤等			
粗大燃やせるごみ(蒼)	月2回 第()日 第()日 水曜日	1.木くず類 木箱、家具・建具類、まな板(木製)等	<ul style="list-style-type: none"> ■収集できる大きさは50cm×50cm×140cmの範囲内です。(図1) ●指定袋に入らない物は、ステーションの横にそのまま出して下さい。 ●家具・建具類は大きな金具を外し、縛って下さい。 ●ベルト、カバンは大きな金具を外して下さい。(金具が外れないものは燃やせないごみです。) ●じゅうたん類は、汚れていないものです。(土や泥などで汚れているものは燃やせないごみです。) ●ロープ、ホース等は1m位に切って下さい。 ●寝具類・敷物類などはひもで縛るか、指定袋に入れて下さい。 		
		2.革・ゴム類 長靴・ブーツ、ベルト、ゴムホース、カバン、サッカーボール類(空気を抜いて)等			
		3.☑マークのついていないプラスチック類 ハンガー、漬物たる、バケツ、洗面器、ホース、お風呂のふた、ごみ箱、衣装箱、灯油ポリタンク(空のもの)、30cm以上の玩具(金属が付いていないもの)等 ※容器包装物以外のもの			
		4.繊維類 ふとん、座布団、カーテン、ぬいぐるみ、じゅうたん類、衣類、ロープ類等			
燃やせないごみ(赤色)	月2回 第()日 第()日 水曜日	1.陶磁器類 茶碗、皿、花瓶、植木鉢等	<ul style="list-style-type: none"> ■収集できる大きさは50cm×50cm×140cmの範囲内です。(図1) ●指定袋に入らない物は、ステーションの横にそのまま出して下さい。 ●茶碗、ガラスなど破損した物は、紙や布などに包んで指定袋に入れて下さい。 ●電気式毛布、耐熱性カーペット等粗大系燃やせるごみと間違われやすいものは、紙に書いて貼るなどし、わかる様に出して下さい。 ●石油ストーブは大型粗大ごみになります。回収を希望される方は、裏面をご参照下さい。 ●使用済みの電池は、ステーション横の使用済回収箱、または別の袋に入れて下さい。 ●爆発・火災の危険がありますので、完全に使い切ってから別の袋に入れて下さい。 		
		2.ガラス類 ガラス、カガミ、コップ、電球、蛍光灯等			
		3.電化製品類 炊飯ジャー、ガスレンジ、電子レンジ、アイロン、掃除機、扇風機、オーブントースター、ビデオデッキ、ホットプレート、ミシン、電気ストーブ等			
		4.その他 鍋、やかん、貝殻、灰、スキー靴、安全靴、瓶の蓋や栓、アルミホイール、耐熱性カーペット、網類、カメラ、時計、三輪車、ブルーシート、まな板(樹脂製)			
		5.電池類 使用済乾電池、ボタン電池等			
		6.ボンベ類 カセットボンベ、スプレー缶等(穴を空けないでください)			
資源ごみ	月2回 第()日 第()日 曜日	缶(蒼) ジュース、ビール等のアルミ・スチール缶、お菓子や海苔等の缶類	<ul style="list-style-type: none"> ●缶詰缶は、洗浄して下さい。 ●空き缶は、すすいで下さい。 ●空き瓶は、蓋や栓を取り外し、すすいで下さい。 ●金物類のキャップは、燃やせないごみへ。 ●ペットボトルは、キャップとラベルを取り外し、すすいで下さい。 ●ボトル類はキャップを外して、すすいで下さい。 ●トレーやカップ類等の容器は、すすいで汚れを落として下さい。 ※☑マークがついていないプラスチック製のバケツなどは粗大系燃やせるごみとなります。 		
		瓶(蒼) 飲料用・酒類用・栄養ドリンク・化粧品等のすべての瓶類			
		ペットボトル(オレンジ色) 飲料用・酒類用・しょうゆ用・その他ペットボトル類			
		☑(乳白色)のマークがついた容器、包装を対象としています。ただし、中がきれいなものに限ります。下記プラスチック類の種類をご覧ください。			
		プラスチック類の種類 ☑のマークのついたもの 乳白色の指定袋で!			
		<ul style="list-style-type: none"> ■ポリ袋 <ul style="list-style-type: none"> ●お菓子の袋 ●米の袋 ●汎用ポリ袋 ●インスタントラーメンの袋 ●トイレトーパーの袋 ■発泡スチロール <ul style="list-style-type: none"> ●カップ麺 ●肉・魚・野菜・惣菜トレー ●インスタント食品 ■プラスチック容器 <ul style="list-style-type: none"> ●海苔 ●菓子 ●紅茶 ●味噌 ●カレー ●豆腐 ●玉子ケース ■ラップ類 <ul style="list-style-type: none"> ●キャラメルやノートなどの包装用フィルム ●3連ヨーグルト・納豆・カップ麺・肉・魚等の包装用フィルム ■カップ類 <ul style="list-style-type: none"> ●ヨーグルト ●アイスクリーム ●インスタント食品のプラスチック容器 		<ul style="list-style-type: none"> ●液体ワックス ●ウォッシャー液 ●食用油 ●ソース ●シャンプー ●リンス 	
		■ボトル類		■その他 <ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋 ●チューブや洗剤のキャップ ●ペットボトルのキャップ、ラベル ●発泡スチロールの緩衝材(成型されているもの) 	
		紙類		袋はつかいません。新聞、雑誌、チラシ、ダンボール、紙袋、紙パック等	●種類ごとに紐で縛ってステーションの横に出して下さい。

ごみステーションに出せないごみ	町が受け入れできないごみ(処理困難物等)
廃家電品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機)、石油ストーブ・石油ファンヒーター(灯油を完全に抜いて下さい。)など 	パソコン機器、ホームタンク、塗料、農薬、廃油缶、消火器、バイク等、タイヤ、バッテリー、ピアノ、オルガンなど 
廃家電品目の製品で買い換えの場合は、購入先に依頼してください。 廃棄のみの場合は、裏面記載のご指定の場所に運んでいただくか、裏面の大型粗大ごみをご参照下さい。	その製品の購入先や新しい製品の購入先に依頼するか、又は、専門処理業者に依頼して下さい。【パソコン機器は、裏面のパソコンの処理方法をご覧ください。】

ごみの注意事項	ごみのメモ
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみは指定された袋及び場所に 指定された日の当日朝8時 までに出して下さい。 ●1回の収集で出せる量は1家族5袋までです。 引越しや庭木の剪定などで一度に多量に出るごみは、ご自分で処理場に持ち込むか許可業者に依頼して下さい。 ●指定袋以外の袋(事業所用の指定袋を含む)に入っているごみは、収集しませんので、十分ご注意ください。 ●各種ごみの大きさ各1辺 140cm×50cm×50cm以内の物 がごみステーションに出して良い品物です。(処理困難物を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ●請負工事や事業活動で出た、ごみは町では回収しません。許可業者に依頼して下さい。 ●台所の生ごみ等は、できるだけ自家処理(堆肥化)し、花壇などの堆肥にしましょう。(生ごみ堆肥化容器の助成制度をご利用下さい。) ●資源ごみは、資源ごみ回収団体(町内会・子供会等)に出し、団体で回収する以外のごみを出して下さい。 ●衣類や小型家電は資源リサイクルのため、できるだけ役場本庁舎、大中山出張所(衣類のみ)大沼出張所、大中山コモンに設置してある回収ボックスまでお持ち下さい。

※ごみを不法投棄した場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が課せられます。 (再生紙を使用しております。)

●ごみの野焼きは禁止されています。